

報道関係者 各位

令和7年 10 月 16 日(木)

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室
室 長 生木谷 忠司
専門監督官 廣川 圭介
(電話) 048-600-6205

埼玉県特定（産業別）最低賃金の改正について

埼玉労働局長（かたふち ひろふみ片淵 仁文）は、本年7月31日（木）に諮問した「埼玉県特定最低賃金の改正決定について」に対し、埼玉地方最低賃金審議会（会長 ふくだ もとお福田 素生 埼玉県立大学名誉教授）から以下の金額のとおり答申されたことを受け、本日までに、埼玉県特定最低賃金について、それぞれ改正することを決定しました。改正後の特定最低賃金額は、本年12月1日（月）に発効となる予定です。

なお、特定最低賃金とは、関係労使が埼玉県最低賃金額よりも高い金額水準の最低賃金を定めることが必要と認める産業に適用されるものです。

特定（産業別） 最低賃金	現行時間額	引上げ額	引上げ率	改正時間額	発効予定
非鉄金属 ※1	1,098 円	63 円	5.74%	1,161 円	令和7年 12月1日
光学機械 ※2	1,114 円	63 円	5.66%	1,177 円	
電子部品 ※3	1,105 円	63 円	5.70%	1,168 円	
輸送用機械 ※4	1,102 円	63 円	5.72%	1,165 円	
自動車小売 ※5	1,089 円	63 円	5.79%	1,152 円	

※1～5の業種の詳細については、次ページを参照下さい。

- ※１：非鉄金属製造業（非鉄金属第１次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）
- ※２：光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）
- ※３：電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）
- ※４：輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）
- ※５：自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）

参考 ～ 特定（産業別）最低賃金の改正手続の流れ

